

業種別労働災害発生状況（その1）

令和6年分（10月末現在）

岩見沢労働基準監督署

区分 業種別		令和6年			前年同期			対前年		業種 割合 (%)	令和5年（確定）		
		死 亡	休業 4日 以上	合 計	死 亡	休業 4日 以上	合 計	増 減 数	増減率 (%)		死 亡	休業 4日 以上	合 計
全産業合計		1	158	159	1	165	166	-7	-4.2	100.0	3	224	227
除く鉱業計		1	157	158	1	165	166	-8	-4.8	99.4	3	224	227
製造業			35	35		37	37	-2	-5.4	22.0		45	45
内 訳	食料品		15	15		13	13	2	15.4	9.4		16	16
	木材木製品					4	4	-4				4	4
	紙・パルプ		1	1		1	1			0.6		1	1
	窯業・土石		9	9		3	3	6	200.0	5.7		4	4
	金属・機械		1	1		12	12	-11	-91.7	0.6		13	13
	その他		9	9		4	4	5	125.0	5.7		7	7
鉱業			1	1				1		0.6			
土石採取業			1	1				1		0.6			
建設業			21	21		33	33	-12	-36.4	13.2		46	46
内 訳	土木工事業		14	14		19	19	-5	-26.3	8.8		27	27
	建築工事業		4	4		8	8	-4	-50.0	2.5		11	11
	木造建築業		2	2		4	4	-2	-50.0	1.3		6	6
	設備工事業		1	1		2	2	-1	-50.0	0.6		2	2
道路貨物運送業		1	15	16		9	9	7	77.8	10.1	1	12	13
その他の運輸業			5	5		4	4	1	25.0	3.1		4	4
陸上貨物取扱業						2	2	-2				2	2
港湾荷役業													
林業			2	2		1	1	1	100.0	1.3		2	2
漁業													
卸売・小売業			25	25		17	17	8	47.1	15.7		25	25
清掃業			6	6		2	2	4	200.0	3.8		7	7
その他の事業			47	47	1	60	61	-14	-23.0	29.6	2	81	83

本統計は、労働者死傷病報告（休業4日以上）により集計したものです。





業種別労働災害発生状況（その2）

令和6年分（10月末現在）

岩見沢労働基準監督署

業種別	区分	令和6年			前年同期			対前年		業種割合(%)	令和5年（確定）		
		死亡	休業4日以上	合計	死亡	休業4日以上	合計	増減数	増減率(%)		死亡	休業4日以上	合計
その他の事業（合計）			47	47	1	60	61	-14	-23.0	100.0	2	81	83
内 訳	農業		3	3		2	2	1	50.0	1.9		4	4
	畜産業		2	2		1	1	1	100.0	1.3		1	1
	水産業												
	理美容業												
	その他の商業												
	金融業												
	広告・あっせん業												
	映画・演劇業												
	通信業		2	2		5	5	-3	-60.0	1.3		7	7
	教育・研究業		2	2		3	3	-1	-33.3	1.3		5	5
	医療保健業		12	12		7	7	5	71.4	7.5		14	14
	社会福祉施設		17	17		31	31	-14	-45.2	10.7		37	37
	その他の保健衛生業												
	旅館業		1	1				1		0.6			
	飲食店		2	2		4	4	-2	-50.0	1.3		5	5
	ゴルフ場		2	2	1	3	4	-2	-50.0	1.3	1	3	4
	その他の接客娯楽業		3	3				3		1.9			
	警備業												
	情報処理サービス業												
官公署													
派遣業													
その他		1	1		4	4	-3	-75.0	0.6		1	5	6

※ 本表は、前表の「その他の事業」の業種内訳である。

お知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎年10月から12月までは、建設工事追い込み期労働災害防止運動期間です。 ■ 毎年11月は、過労死等防止啓発月間、「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。 ■ 令和7年1月1日より、労働者死傷病報告等の報告は、電子申請が義務化されます。 ■ 令和6年10月1日より、北海道最低賃金は、時給1,010円に引き上げられました。 ■ 以下のHPもご活用ください。
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>北海道の労働災害統計</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>労働災害防止について</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>職場のあんぜんサイト</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>電子申請入力支援サービス</p> </div> </div>